

令和7年4月教育委員会定例会会議事録要旨

- 1 招集年月日 令和7年4月17日（木）午前10時00分 開会
- 2 招集場所 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室
- 3 出席者
- |      |       |
|------|-------|
| 教育長  | 佐川正人  |
| 一番委員 | 長田聡子  |
| 二番委員 | 山口謙太郎 |
| 三番委員 | 遠藤一幸  |
| 四番委員 | 五十嵐裕子 |
- 4 出席職員
- |          |      |
|----------|------|
| 教育部長     | 佐藤茂雄 |
| 教育総務課長   | 山内裕美 |
| 学校教育課長   | 安藤裕明 |
| 生涯学習課長   | 佐藤裕市 |
| 文化課長     | 田中勲  |
| 中央公民館長   | 廣瀬隆  |
| 文化課主幹    | 片岡洋  |
| 教育総務課長補佐 | 高橋亮慈 |
| 学校教育課長補佐 | 大垣義智 |
| 学校教育課長補佐 | 尾崎武史 |
| 生涯学習課長補佐 | 齋藤光司 |
| 生涯学習課長補佐 | 平野純一 |
| 文化課長補佐   | 穴澤朋子 |
| 中央公民館長補佐 | 田中正文 |
- 5 閉会 午前10時50分

- 1 開会 午前10時00分、教育長から、4月定例会の開会が告げられた。
- 2 会期の決定 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、その通り決定された。
- 3 書記の指名 教育長から、教育総務課課長補佐が指名された。
- 4 会議録の承認 教育長から、令和7年3月の教育委員会定例会及び臨時会議事録要旨について、その承認の可否を諮ったところ、委員全員に異議なく、これを承認することに決定された。

## 5 報告事項

### (1) 行事等の報告

教育長が、行事等の報告について説明を求め、教育総務課長が令和7年3月定例会以降の行事について説明した。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。

### (2) 教育長の報告

#### 報告第1号 後援の承認について

教育長が、報告第1号 後援の承認について説明を求めた。

教育総務課長

後援の承認について、3月定例会以降、後援5件を承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告します。

なお、使用名義はいずれも「喜多方市教育委員会」です。

- ・後援1番 「学童傷害保険付交通安全クリアファイル贈呈キャンペーン」
- ・後援2番 「子育て世代の未来を守るお金の授業」
- ・後援3番 「渋沢栄一と喜多方の偉人 講演と講談」
- ・後援4番 「ホテルの学校」
- ・後援5番 「第8回「喜多方歌謡クラブチャリティー発表会」

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

長田委員

後援1「学童傷害保険付交通安全クリアファイル贈呈キャンペーン」について、学童傷害保険付の説明をお願いします。

また、開催日が1年間となっているが、交通安全啓蒙の観点からもファイルの配布は早い時期が望ましいと思います。

学校教育課長

学童傷害保険付の対象は、今年度の小学校新1年生が対象となります。クリアファイルの配布時期は、5月上旬を目途に配布される予定です。

保険期間は4月から3月31日までの約1年間であり、保険の内容は児童の登下校の際の交通事故等に対する補償となります。

万が一、登下校の際に事故等に遭ってしまった場合は、ラジオ福島が契約している保険会社に対して、保護者が申請することで補償を受けることができます。

クリアファイルには保険会社の名称や連絡先等が記載されています。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

## 報告第2号 喜多方市小学校農業科支援員の委嘱について

教育長が、報告第2号 喜多方市小学校農業科支援員の委嘱について説明を求めた。

学校教育課長

喜多方市小学校農業科支援員設置要綱に基づき、別紙のとおり委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

なお、委嘱期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

五十嵐委員

上三宮小学校の支援員数が多いのは、小規模特認校設立時の協定等によるものか。又は、地域的なものなのか。

学校教育課長

上三宮小学校の支援員については、小規模特認校設置時に協定等を結んでいるものではありません。当小学校の支援員には、児

童の保護者が委嘱されており、子どものためにという思いで積極的に参加されている方が多くいるからと思われます。

山口委員

第1小学校と第2小学校の支援員は、それぞれ2名となっており、持続面で難しい場合があるかと思えます。例えば、支援員の参加が難しい場合など、他地区の支援員との協力関係はあるのか。

学校教育課長

支援員が体調不良等により対応できなくなった場合は、支援員間の横の繋がりによる連携、協力がなされているところです。

また、本市に新たに赴任された教員に対して農業研修会を開催し、農業科の運営方法などを指導するなど、教員の指導力にも力を入れています。

長田委員

4月から熱塩加納小学校が開校し、旧熱塩小学校の支援員は熱塩加納小学校までの移動距離が増えて大変かもしれません。

しかし、熱塩地区の方にも声掛けして、協力をお願いしていただきたい。熱塩地区の子どもたちも知っている方が支援員で来てくれたら喜ぶと思えます。また、学校を核に、大人も広く交流を図ることで、地域の学校という意識が芽生えるきっかけになればと思えます。要望としてお願いします。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

### 報告第3号 令和6年度小規模特認校評価について

教育長が、報告第3号 令和6年度小規模特認校評価について説明を求めた。

学校教育課長

令和6年度の小規模特認校評価について、別紙のとおり評価したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の質問があった。

長田委員

別表「R6の状況」の人数について、21人から26人となっていますが、26人はいつの時点の人数か教えてください。

- 学校教育課長 令和7年2月1日現在の在籍児童数となります。
- 長田委員 令和6年度中の学校関係者の様々な工夫や児童の頑張りが、令和7年度の新入生や転入生の増加に繋がっていると思います。  
評価の記載では、令和6年度の数になっていますが、令和7年4月の新入学生数や転入者数を実績とした方が、令和6年度の評価として適していると思いますが、いかがでしょうか。
- 学校教育課長 令和6年度の小規模特認校の評価ですので、令和6年度中の評価を記載しているところです。  
記載の仕方について、今後検討してまいりたいと思います。
- 長田委員 「(2) 教育活動」の「① 英語学習」について、5、6年生全員が英検ジュニアに合格し、大きな成果が出ていると思います。  
今後、力を伸ばすという意味で、更に上のクラスにチャレンジさせていくという考えはありますか。
- 学校教育課長 今年度の上三宮小学校の教育計画の詳細は把握していませんが、児童の実態や意欲等を見ながら、可能であれば学校に対して上位を目指していただくようお願いしてまいりたいと思います。  
  
教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

#### 報告第4号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて

- 教育長が、報告第4号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて説明を求めた。
- 生涯学習課長 喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づき、1団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものです。  
以上です。  
  
教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

## 報告第5号 喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について

教育長が、報告第5号 喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について説明を求めた。

中央公民館長

喜多方市公民館組織運営に関する規則第5条第1項及び喜多方市社会教育指導員設置規則第1条の規定に基づく、喜多方市公民館長及び喜多方市社会教育指導員の任用について、喜多方市教育委員会教育長専決規定第1項の規定に基づき、専決処分したので、同規定第2項の規定により報告するものです。

なお、任用年月日は令和7年4月1日です。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

## 6 審議事項

### 審議第1号 喜多方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

教育長が、議案第1号 喜多方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について説明を求めた。

生涯学習課長

喜多方市社会教育委員に関する条例第3条及び第4条の規定に基づき、喜多方市社会教育委員を解嘱及び委嘱するものです。

解職年月日は、令和7年3月31日。委嘱期間は、委嘱の日から令和8年4月18日までとなります。

提案理由は、喜多方市PTA連絡協議会会長の退任のため、その残任期間について新たに任命しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

### 議案第2号 喜多方市文化芸術推進基本計画審議会委員の委嘱について

教育長が、議案第2号 喜多方市文化芸術推進基本計画審議会委員の委嘱について説明を求めた。

文化課長

喜多方市文化芸術推進基本計画審議会条例第3条の規定に基づき、喜多方市文化芸術推進基本計画審議会委員を別紙のとおり委嘱するものです。

任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとなります。

提案理由は、文化芸術の推進に関する基本的な計画について調査審議するため、新たに委員を委嘱しようとするものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

## 7 連絡事項

### 令和7年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

次回の定例会について、教育総務課長が、令和7年5月14日（水）午前10時から開催することを説明した。

## 8 閉会

午前10時50分、教育長から、閉会が告げられた。